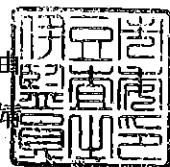


伊豆市監査委員 告示第9号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和3年12月9日

伊豆市監査委員 渡邊 光由
伊豆市監査委員 青木 雄一



1. 監査の期日 令和3年10月28日（木）

2. 監査の対象

総務部：総務課 資産経営課
危機管理課

3. 監査の方法：提出された監査資料等に基づき、各担当課（室）の説明を受けた後、事情聴取並びに関係書類の審査を行った。

4. 監査の結果：監査を実施した範囲における事務事業においては、適正に処理されているものと認められた。

5. 監査の概要及び意見：対象部課の監査結果の概要及び意見は、次のとおりである。

【総務部】

(1) 総務課

① 第4次集中改革プランは、「I 効率的な行政経営」「II 財政健全化の推進」「III 官と民の連携」の3つの基本方針、7つの重点項目の下、54の取組事項により実施された。令和2年度の内訳は、「終了」1件、「予定通り」27件、「予定より遅れている」18件、「実施なし」8件、「実施中止」0件であった。

第4次集中改革プランは、令和2年度から令和7年度までのプランとなる。令和2年度が最初の評価の年度であり、「実施なし」8件中3件は、令和2年度中に一部実施のプランとなっている。スピード感のある対応で、「予定より遅れている」も含め、「予定通り」の結果となるよう促していただきたい。

② 包括的アウトソーシングについては、窓口受付等の行政事務を包括的に委託し、円滑に業務を遂行させ、事務の効率化、市民サービスの向上等、行政改革を実現することを目的としている。

公募型プロポーザルによる業者選定が11月より開始され、書類審査、プレゼンテーションを経て決定していくことになるが、行政改革実現の柱となるものであり、その業者選定は大変重要なものとなってくる。最初に市民課、税務課の窓口からの開始となるようあるが、その窓口と福祉相談センターの連携を含め、ワンストップ窓口の早期開設に繋がることを期待します。

③ コンプライアンス規程の策定は、職員が常に意識すべき行動指針であり、法令遵守はもちろん、社会通念上の常識や高い倫理観に照らして正しい行動をとることと組織内のルールを遵守する

ことを定めた規程である。行動指針として、「法令を遵守した適正な事務執行」、「服務規律・公務員倫理の徹底」、「情報管理の徹底」、「交通安全の徹底」、「信頼される市民対応」、「ハラスメントの防止」の6つの項目を定めている。

この規程は、既に策定され運用されていなければならぬものである。職員として、何がよくて何をしてはいけないかを文字に起こし、職員へ周知徹底することは必要不可欠である。繰り返し研修を行い、全ての職員が身に付けていただきたい。また組織として、上司や先輩から部課、後輩へ教えられる体制を整えていただきたい

④ 令和2年度の職員の時間外勤務の状況は、一人当たりの月平均勤務時間が20時間を超える部課として、産業部農林水産課があった。令和3年度9月分までの一人当たり月平均時間外勤務は9.6時間となっている。また令和2年度の年休の取得率は年9.84日で、県内自治体と比較すると取得率は良いとのこと。

産休、育休についても、取得に問題はないとのことであったが、男性職員の育休取得についてはいまだ実績がない。気兼ねなく取得できる体制づくりをしていただきたい。また職員数は減り、業務量は増えていて、時間外勤務も増えているのは十分承知していますが、特定の職員が過度な業務負担にならないよう、時間外勤務の状況を所属長に提供し、部署内の調整を促していただき、職員の心身の健康に努めていただくようお願いします。

⑤ 職員の健康管理は、地方公務員法第42条を根拠に職員の保健や厚生に関する事項の計画策定と実施が義務付けられている。職員健康診断(予算額4,590千円)では、共済職員の一般検診(人間ドック受診含む。)で本年度の受診率98.1%となり、現時点で昨年より0.8%減となっている。受診結果では受診者403人(共済及び健保含む。)のうち産業医による個別相談(予算額396千円)は、診断結果が要精密、要治療、治療中の判定を受け衛生管理者が選んだ職員や時間外勤務が約80時間／月以上の職員を対象としての相談を実施している。メンタルヘルスチェックでは、市立小中学校教員も含め、対象者489人を対象に11月に実施する予定である。高ストレス者に対しては、産業医との面談を予定している。部局ごとの結果を踏まえ、高ストレスの割合の高い部局にはその旨報告すること。

高ストレスから休職、退職、場合によっては死に繋がることもある。ストレスを感じている者からは、何かしらのサインが出ているので、そのサインに気づくことが重要となる。有能な若い職員の退職が見受けられるが、本人の個人的な理由での退職ならよいが、人間関係等の理由となると問題である。風通しの良い人間関係を築き、良好な職場環境となるよう、上司は常に部下の状況を把握し、適正な声かけをするようにしていただきたい。人材育成の見地からも、あらゆる状況を加味し、ストレス解消に寄与するよう引き続き努めていただきたい。

⑥ 地方公務員法第39条を根拠とした職員研修は、階層別研修と専門研修、その他研修に区分され、本年度は46項目の計画を建て、新型コロナウイルス感染症の影響で1項目が中止となったが、45項目については、リモートによる研修等予定通り開催され、10月現在で248人の参加となっていることを確認した。新規採用職員研修は、月1回のペースで12回を市単独の研修として計画し、実施している。

コロナ禍でリモートによる研修も増えてきており、昨年度は中止となつた研修も計画通り実施できているが、参加者がまだまだ少ないよう感じます。研修は、職員としてとても重要なもので

あり、積極的に受講するように促していただきたい。また定期的に自分が思うこと、提案などを、レポート・論文として提出させる等、受講とは違った形での職員の勉強的なことも必要と感じる。職員自らが率先して受ける通信講座や業務に関する資格取得についても環境を整え、多様な自己研鑽の場の提供に努めることに期待します。

(2) 資産経営課

① 公共施設等総合管理計画は、平成 28 年度に策定され 40 年間で機能縮減、多機能化、機能統合、民間移管などの手法により「公共施設の延床面積を 40%～57% 削減する」という目標の設定となっている。平成 30 年度に今後の公共施設の再配置を効率的・効果的に推進し、検討する基礎資料として公共施設再配置基本方針を策定し、この基本方針に基づき、令和元年度に施設の劣化状況、利用状況、位置的要因等の観点から評価し、今後の具体的な方策を定め、推奨するために公共施設再配置計画の原案を作成した。令和 3 年度、庁内検討委員会に諮り、それを踏まえて 4 地区で市民への説明を行うとのこと。

市民への説明では、現状を丁寧に説明していただきたい。不便さや衰退感を持つことの無いような説明で理解してもらい、肃々と 1 件 1 件適正な再配置を進めていただきたい。難しい問題だが、将来のことを考え市民の理解を得ながら進めさせていただきたい。

② 包括施設管理については、92 の公共施設の 246 の保守管理業務（自家用電気工作物保安管理、消防用設備保守点検、空調設備保守点検、自動ドア設備保守点検、エレベーター保守点検、建築設備定期点検、清掃、機械警備、浄化槽維持管理等の施設管理保守点検業務）を包括的に委託し、質の向上と業務の効率化等を図り、持続可能な公共施設管理運営につなげていく。

専門職による管理になると質の向上、効率化につながり、公共施設の多い伊豆市にとっては、一元管理ができることにもなり、良い結果になることを期待しています。

③ 公用車両の管理は、現在資産経営課で市バスを含め 36 台、中伊豆支所 18 台、天城湯ヶ島支所 4 台、土肥支所 7 台、消防車両 42 台、各担当課 39 台、合計 146 台をそれぞれ管理している。資産経営課管理車両の中には、平成 8 年登録車両や走行距離 20 万キロ超えている車両もあることから、令和 5 年度までの車両購入計画を作成し、順次車両を更新している。市バスの運行状況は、令和 2 年度 45 件の実績で 8 割以上が小中学校の使用となっている。

公用車は、常に伊豆市の看板を背負っています。洗車をして綺麗にしていただきたい。また車検、点検、オイル交換、タイヤの管理等事故のないように適宜整備をお願いします。

④ 工事検査の状況では、契約検査室職員 2 人と副市長、各部局長の 8 人が検査員となっている。主に 130 万円を超える建設工事、50 万円を超える業務委託、130 万円を超える製造業務の検査を実施する。令和 3 年度上半期までの工事検査の実績件数は、中間、材料検査を含めると 32 件（うち工事完成検査 22 件）、年間検査件数は、昨年度については災害復旧工事が多く、例年よりも多かったが、今年度は、例年並みになりそうであるとの説明を受けた。

(3) 危機管理課

① 消防施設・消防設備では、市に合併時 800 人だった消防団員数も現在 382 人に減少し、この団員数規模で保有するポンプ車両は、平成 26 年度に 56 車両であったが現在は 38 車両に整理して

いる。令和5年度には、分団の再編と並行に28車両とする計画である。また、道路交通法の改正による令和5年以降の4トン車両を2トン車両への切り替えも予定している。消防団員の減少は、全国的にも大きな問題となっている。伊豆市においても適齢な人材が少なくなってきていて、団員確保に苦慮し、土肥地区においては入団者が少なく、長年勤めても退団できず、40代の団員もいるとの報告を受けた。昼間の火災時は、サラリーマンの団員が多く、消防車両を発車させる人数の3人が揃わない分団が多い。

火災時の初期消火がとても重要となることから、地区の消防協力隊や主婦による消火栓等による訓練により、初期消火の重要性を広く認知していただきたい。また田方2市1町及び伊東市との連携訓練をはじめ、団員のスキルアップや育成につながる訓練を定期的に行い、市民の安心安全を守る地域のリーダーとして活躍していただきたい。

- ② 伊豆市の防災同報無線は27年以上経過しており、アナログからデジタルへの移行の工事が進められている。屋外拡声子局の建替えが、65本から強度不足による46本を増加し111本に、同じくその柱の塩害に対する延命措置として塗装の塗り直し、コロナ禍における業者の勤務体制の変更に伴う影響等、当初の工期よりも延長となっている。この延長が市民生活に影響しないよう、スプリアス対応済みとし、当分の間は、デジタル、アナログ併用で進めていくとのこと。

同報無線は、情報を伝えることがすべてです。現在使用している防災ラジオが、完全にデジタル化に移行した後はラジオのみの使用になる。FMIZとの兼ね合いもあるが、全市民対象の新たな受信機の検討を早急に始めていただきたい。

- ③ 松原公園津波避難複合施設は、観光防災まちづくりに関する事業として、土肥地区の松原公園内に複合施設である津波避難タワーを建設する事業である。今年度は、実施設計を作成し、令和4年度公園部分の工事を、令和4年度、5年度で建築工事を実施予定である。検討委員会は、土肥地区で委員を出し検討していくとのこと。

有事の際の避難場所と平時の観光施設である複合施設の建設が動き出している。今後、検討委員会の意見を踏まえながら、着々と予定通り進めていただきたい。住民や観光客の命を守るためにの施策であることを再認識し、観光と連携した地域に喜ばれる施設となることを望みます。

- ④ 新型コロナウイルス対策については、令和2年度は、避難所に必要な資機材、ゴーグル、消毒液、手袋、マスク、フェイスシールド、間仕切りパーテーション等の購入を行った。令和3年度は、避難所におけるプライベートや感染予防等を更に購入し、それを使い、各地区防災委員の研修を行った。また保健師と検討し、血糖値を図るためのパルスオキシメーターやフィットスマイルを各救護所に購入した。感染者の状況も減少しつつあるが、引き続きマスクの着用や自粛の継続をお願いしているとのこと。

ここ数年は感染者の増減にかかわらず、しっかりととした感染対策をする必要があり、市民の意識を高め、引き続き今の体制を維持しながら、次派への備えをお願いしたい。

また、避難所は地区住民との連携が必要であり、特に運営については住民主体で実施していく必要があることを理解してもらうよう努力願います。